

議案第204号

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(行為の禁止) 第3条 [略] 2 代行公園（八幡屋公園、扇町公園、大阪城公園、長居公園又は鶴見緑地のうち、法第5条第1項の許可を受けた者が設置し又は管理する公園施設、法第5条の10の規定により別に管理の方法を定められた公園施設、別表第1に掲げる有料施設及び他の条例の定めるところにより管理される公園施設を除いた部分をいう。以下同じ。）における前項の規定の適用については、前項第2号、第5号及び第8号中「市長」とあるのは「第18条の規定により代行公園の管理を行うもの」とする。	(行為の禁止) 第3条 [同左] 2 代行公園（八幡屋公園、大阪城公園、長居公園又は鶴見緑地のうち、法第5条第1項の許可を受けた者が設置し又は管理する公園施設、法第5条の10の規定により別に管理の方法を定められた公園施設、別表第1に掲げる有料施設及び他の条例の定めるところにより管理される公園施設を除いた部分をいう。以下同じ。）における前項の規定の適用については、前項第2号、第5号及び第8号中「市長」とあるのは「第18条の規定により代行公園の管理を行うもの」とする。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 扇町公園（大阪市公園条例第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。）に係るこの条例による改正後の大阪市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第16条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及び改正後の条例第18条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の条例第16条の2第3項及び第5項、第18条から第23条まで並びに第24条前段の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和3年11月26日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

扇町公園の管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。